

船舶事故調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年9月14日（日） 15時00分ごろ
発生場所	熊本県 ^{あしきた} 芦北町 ^{うみのうら} 海浦漁港北西方沖 熊本県 ^{つなぎ} 津奈木町所在の ^{おきのしま} 沖島灯台から真方位024°4,700m付近 (概位 北緯32°20.3' 東経130°28.0')
事故調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{いち} 一丸、4.6トン KM3-47509（漁船登録番号）、個人所有 12.20m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和63年12月15日 B モーターボート ^{トモロウ} TOMORROW、5トン未満 291-28193熊本、個人所有 5.21m (Lr) × 1.79m × 0.92m、FRP ガソリン機関（船外機）、29.42kW、昭和63年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月13日 免許証交付日 平成22年7月13日 (平成28年5月1日まで有効) B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月2日 免許証交付日 平成24年5月15日 (平成30年1月21日まで有効)
死傷者等	A なし B 死亡 1人（同乗者B）
損傷	A 船首船底外板に擦過傷、プロペラ翼に曲損 B 左舷外板及び右舷外板に破口、左舷側から右舷側にかけて甲板に割損、操舵スタンド及びオーニングの脱落

事故の経過

A船は、船長Aが1人で乗り組み、約14ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により海浦漁港西方沖を北東進した。

船長Aは、ふだん、芦北町^{たのうら}田浦湾南西部の戸ノ島と同島対岸の^{にゅうごの}入御岬の間や戸ノ島南西方の魚礁付近に釣り船がよくいるので、戸ノ島の西方を航行して定係地である田浦湾奥の田浦漁港に向かっていた。

A船は、約14knの速力で航行すると、船首が浮上し、操舵室の舵輪後方に立った姿勢では、船首の先から水平線は見えるものの、船首付近には死角(視界が制限される状態)が生じていた。(写真1参照)



写真1 前方の見通し状況(船台に上架中)

船長Aは、操舵室右舷側の窓から顔を出して右舷前方から船首方にかけて見通した後、船首を左右に振って前方を確認したところ、他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、右転して戸ノ島と入御岬の間を航行することとした。

A船は、右に変針した後、船長Aが田浦漁港の方を見ながら、戸ノ島と入御岬の間に向けて北東進中、平成26年9月14日15時00分ごろ、海浦漁港北西方沖において、A船の船首部とB船の左舷後部とが衝突し、B船を乗り切った。

船長Aは、衝撃で衝突したことが分かり、振り向いたところ、転覆したB船を認め、付近海面に船長Bが浮いていたので、A船の右舷舷側にはしごをかけて船長Bを救助した後、まだ同乗者Bがいる旨を船長Bから聞き、船長Bと共に同乗者Bを探した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、13時ごろ海浦漁港北西方沖で、船首及び船尾から投錨し、船外機をチルトアップした状態で船首を北北西方に向けて錨泊を始めた。

船長Bは、左舷後部に置いた椅子に座って左舷後方へ^{まき}竿を出し、同乗者Bは、右舷前部に置いたクーラーボックスに座って右舷後方へ竿を出し、各々が魚釣りを行っていた。

船長Bは、左舷方500m付近にB船へ向けて航行して来るA船を認めたが、A船が錨泊中のB船をいずれ避けてくれるものと思い、時々A船の接近状況を見ながら、釣りを続けた。

船長Bは、衝突の約30~40秒前、A船がB船に向けて接近する

	<p>ので、同乗者BにA船を避けた方がいいだろうかと話し掛けたところ、同乗者Bから大丈夫でしょうという返事があったので、A船の様子を見ていた。</p> <p>B船は、衝突の約10秒前、船長Bが危険を感じて大声で叫びながら右舷船尾に避難した後、A船と衝突した。</p> <p>A船の後方を航行していた僚船の船長は、A船とB船とが衝突したことを知り、15時05分ごろ118番に通報した。</p> <p>同乗者Bは、通報を受けて出動した海上保安庁の機動救難士により、16時15分ごろ転覆したB船の船内で発見され、海上保安庁の管理艇で田浦漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送されたが、溺水による死亡と検案された。</p> <p>A船及びB船は、船長Aの所属漁業協同組合の漁船により、田浦漁港までえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船には、レーダーはなかった。</p> <p>船長Aは、夜間や視界が悪いときなど、操舵室上部の窓から顔を出して見張りを行っていた。</p> <p>B船は、錨泊中を示す法定の形象物を表示していなかった。</p> <p>B船は、音響信号器具として笛を備えていたが、船長Bは使用しなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、膨張式の救命胴衣を着用しており、船長Bの救命胴衣は落水時に膨張したが、同乗者Bの救命胴衣は同乗者Bが発見された時、膨張していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、海浦漁港北西方沖を北東進中、船長Aが、右舷前方から船首方にかけて見通した際、他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い込み、右に変針した後、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、海浦漁港北西方沖で釣りをし、錨泊中、船長Bが、B船に向けて航行して来るA船を認め、A船がB船をいずれ避けてくれるものと思い、A船の動静に注意していたところ、A船がB船を避けずに接近するので、声を出したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>同乗者Bの死因は、溺水であった。</p>

	<p>同乗者Bは、転覆した船内で発見されたことから、船内で溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、海浦漁港北西方沖において、A船が北東進中、B船が釣りをして錨泊中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い込み、右に変針した後、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りをを行うこと。 ・ 錨泊中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する船舶に対しては、有効な音響信号により、注意喚起を行うこと。 ・ 長さ7m未満の船舶であっても、他の船舶が通常航行する水域で錨泊する場合は、錨泊中を示す法定の形象物を表示すること。

付図1 事故発生経過概略図

